

環境負荷軽減型持続的生産支援事業におけるデントコーン・ソルガム・WCS用稲の化学肥料及び農薬の使用量の慣行基準及び削減の方法について

令和4年 6月15日
宮城県農政部畜産課

持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3生農産第3174号農林水産事務次官依命通知）別紙10 環境負荷軽減型持続的生産支援別添1（Iの第2の3関係）に記載の温室効果ガス排出削減の取組のうち、デントコーン・ソルガム・WCS用稲を作付けする場合の「化学肥料の削減」及び「農薬使用量の削減」において県が設定する「化学肥料及び農薬の使用量の慣行基準及び削減の方法」については次のとおりとする。

1 地域の慣行基準

1) デントコーン

化学肥料の使用量については、窒素量を 15kg/10a、農薬の使用量については農薬使用回数（延べ有効成分回数）を3回とする。

2) ソルガム

化学肥料の使用量については、窒素量を 15kg/10a、農薬の使用量については農薬使用回数（延べ有効成分回数）を2回とする。

3) WCS用稲

化学肥料の使用量については、窒素量を 7kg/10a、農薬の使用量については農薬使用回数（延べ有効成分回数）を15回とする。

2 削減方法

化学肥料及び農薬の使用量の削減については、地域の慣行基準から3割程度以上削減することとされているため、次のとおりとする。

1) デントコーン

化学肥料の使用量については、窒素量を 10.5kg/10a、農薬の使用量については農薬使用回数（延べ有効成分回数）を2回とする。

2) ソルガム

化学肥料の使用量については、窒素量を 10.5kg/10a、農薬の使用量については農薬使用回数（延べ有効成分回数）を1回とする。

3) WCS用稲

化学肥料の使用量については、窒素量を 4.9kg/10a、農薬の使用量については農薬使用回数（延べ有効成分回数）を10回とする。